

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止等に向けての基本理念】

軽井沢中学校では、学校目標の「主体的に考え行動し、未来を切り拓く生徒の育成をめざします」という基本理念の視点に立ち、いじめ防止に向けて取り組みます。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

【委員会の構成員】

- ・ 校長、副校長、教務主任、各学年主任、生徒指導専任、養護教諭
（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

【委員会の運営】

- ・ 委員会は、常設し月1回以上、定期的で開催する。
- ・ いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ いじめ事案に対し、校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- ・ 委員会開催時は、会議録を作成・保管し、進捗状況の管理を行う。
- ・ 重大事態が起こった場合は、委員会が中核となって調査を行う。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やP D C Aサイクルでの検証を行う。
- ・ いじめ防止に向けた教職員向けの研修を計画的に行う。

【委員会の活動内容】

（1）いじめの未然防止

- ・ 人権教育を推進し、「誰もが安心して豊かに」生活できる学校作りをめざす。
- ・ いじめや人間関係をテーマにした道徳の時間を設定する。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

（2）早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口を設定し、学校便り等で周知する。

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報を収集し、記録を取り、共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を委員会が行う。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

（3）取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画を立て、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検と学校いじめ防止基本方針を見直す。（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【いじめの未然防止】

- ・人権教育年間計画や道徳教育年間計画等の中で、生徒自らがいじめを自分の問題として捉え、主体的に話し合い、解決できるよう支援するプログラムを計画する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」・YPアセスメントを積極的に活用し、生徒が望ましい人間関係を構築できるようにプログラムを計画する。

【いじめの早期発見】

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施し、気になる生徒については全教職員で情報を共有する。
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進。

【いじめに対する措置】

- ・いじめの疑いがあった段階から、情報について、直ちに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談し、委員会で情報を共有し、対応方針を決定する。対応については組織的に対応し、記録を残す。
- ・いじめの被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を関係機関とも連携をしながら行う。
- ・いじめの内容が犯罪行為と判断した場合は、すみやかに関係機関（警察等）と連携を図る。

【いじめの解消】

- ・いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

【教職員等への研修】

- ・職員会議の際には、いじめ事案について情報を共有するとともに、人権に関する研修を実施する。
- ・いじめ防止対策推進法の確実な運用が行われるための研修を実施する。

【学校運営協議会等の活用】

- ・「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等の機会を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働していじめの未然防止に取り組みます。

【取組の年間計画】

月	取組内容	備考
4月	年間計画と重点指導内容の確認・引き継ぎ 職員研修（いじめの定義の理解、生徒理解） 教育相談①	集会、保護者説明会、学年集会、 地域等で基本方針説明
5月	よこはま国際平和スピーチコンテストへの参加 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 （記名式アンケート・教育相談）	
6月	YP アセスメント実施①	学校・家庭・地域連携事業、学校運 営協議会等で、基本方針の説明及び 情報提供
7月	横浜こども会議（中学校ブロック話し合い①） 小中一貫ブロック研修	三者面談
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修会 横浜子ども会議（中学校ブロック話し合い②）	夏休みの課題・・・全校生徒対象に 人権作文
9月	教育相談②	
10月		
11月	YP アセスメント実施②	
12月	人権週間・・・人権作文発表会 いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート等）	三者面談
1月	教育相談③（1・2年のみ）	
2月		学校運営協議会・・・情報提供
3月	YP アセスメント実施③（1・2年のみ） 年度の振り返り、次年度への引き継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会（月1回、随時） 気になる生徒の情報共有（随時） 小中一貫ブロック研修	

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

- いじめ防止対策推進法第28条第1項で、重大事態の定義は
「いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
とき」（同項第1号）、
「いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされてい
る疑いがあると認めるとき」（同項第2項）とされている。

【重大事態発生の報告】

- 学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組
織や取組等の見直しを行う。
- 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講ずる。

参考資料

- 横浜市いじめ防止基本方針（平成29年10月改定）
- いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）